

（はじめに）

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2018年1月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

1 オフィス用家具メーカーX社の開発者甲は、移動がしやすく壊れにくい形状のキャスター a 及び疲れにくい工夫をした背もたれ b を備える椅子に係る発明 A を自ら完成した。X社は、平成30年6月11日に発明 A に係る請求項 1 つを記載して、特許出願 B を行った。特許出願 B について、出願審査請求をすべきか否かを判断するために調査を行ったところ、事実 1～4 が判明した。

事実 1 平成29年12月1日に出願された特許出願 C は、早期公開が請求され、平成30年5月30日に出願公開されていた。特許出願 C に係る明細書にのみ発明 A と同じ内容の発明が記載されていたが、特許請求の範囲には発明 A は記載されていなかった。

事実 2 平成28年12月15日に米国で出願された米国特許出願 D は、平成30年6月15日に米国で出願公開されていた。米国特許出願 D に係る明細書及び特許請求の範囲に発明 A と同じ内容の発明が記載されていた。

事実 3 平成30年5月1日に発行された雑誌 E に、家具メーカー Y 社の広告として、a と同じ形状のキャスターを有するオフィス用デスクが掲載されていた。

事実 4 平成29年12月1日に発行された公開特許公報 F に、家具メーカー W 社の乙が発明し、かつ、背もたれ b と同じ工夫がされた背もたれを有するダイニング用の椅子が記載されていた。但し、当該公報 F にはキャスターに関して記載されていなかった。

以上を前提として、問 1～問 6 に答えなさい。

問 1

特許出願 B について、事実 1 に基づいて拒絶されないと考えられる場合は「○」を、拒絶されると考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問 2

問 1 において、拒絶されない又は拒絶されると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群 I】の中から 1 つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

問 3

特許出願 B について、事実 2 に基づいて拒絶されないと考えられる場合は「○」を、拒絶されると考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問 4

問 3 において、拒絶されない又は拒絶されると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群 I】の中から 1 つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【第30回2級（管理業務）実技試験】

問5

特許出願Bについて、事実3及び4に基づいて拒絶されないと考えられる場合は「○」を、拒絶されると考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問6

問5において、拒絶されない又は拒絶されると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群I】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群I】

- ア 新規性（特許法第29条第1項各号）の拒絶理由に該当するため
- イ 進歩性（特許法第29条第2項）の拒絶理由に該当するため
- ウ 拡大された先願（特許法第29条の2）の拒絶理由に該当するため
- エ 拒絶理由には該当しないため

【第30回2級（管理業務）実技試験】

2 酒造会社X社は、「K I N G」という商品名で新商品の焼酎の販売を検討している。X社の知的財産部の部員甲が先行商標調査を行ったところ、酒造会社Y社が、6年前に指定商品「焼酎」、商標「キング」とする商標権Aについて、3年前に指定商品「清酒」、商標「キング」とする商標権Bについて登録を受けていることがわかった。調査報告に関して、知的財産部の部長乙に対して、甲が発言1をしている。なお、「焼酎」と「清酒」とは、類似する商品である。

発言1 「新商品の焼酎を商品名『K I N G』として販売しても、商標権Aを侵害することはありません。」

甲がさらに調査を行ったところ、次のことがわかった。X社は8年前に指定商品「清酒」、商標「K I N G」とする商標権Cについて登録を受け、X社のグループ会社のW社が、6年前に指定商品「ワイン」、商標「K I N G」とする商標権Dについて登録を受けていた。なお、X社は、商標権Cに係る登録商標を使用していないが、商標権Cは存続している。また、W社は、商標権Dに係る商標登録出願をした後すぐに、テレビコマーシャルや雑誌に広告を掲載する等の宣伝活動を行い、たちまち全国的に著名となり今に至っている。調査報告に関して、乙に対して、甲が発言2～3をしている。なお、「清酒」と「ワイン」は類似しない商品である。

発言2 「商標権Cの存在を理由として商標登録無効審判を請求した場合、商標権Aは無効になります。」

発言3 「商標権Dの存在を理由として商標登録無効審判を請求した場合、商標権Bは無効になります。」

以上を前提として、問7～問12に答えなさい。

問7

発言1について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問8

問7において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅱ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群Ⅱ】

- ア 商標の外観が共通し、商標が類似するので、商標権の侵害となるため
- イ 商標の称呼及び観念が共通し、商標が類似するので、商標権の侵害となるため
- ウ 商品が異なり、商標権の侵害とならないため

【第30回2級（管理業務）実技試験】

問9

発言2について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問10

問9において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅲ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

問11

発言3について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問12

問11において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅲ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群Ⅲ】

- ア 商標法第4条第1項第11号（先願先登録）を無効理由として、無効にすることができるため
- イ 商標法第4条第1項第15号（商品又は役務の出所の混同）を無効理由として、無効にすることができるため
- ウ 商標法第4条第1項第16号（商品の品質又は役務の質の誤認）を無効理由として、無効にすることができるため
- エ 除斥期間を経過しており、無効にすることはできないため

【第30回2級（管理業務）実技試験】

3 国内旅行を趣味とする甲は、日本全国の名物料理に関する雑誌Aを購入した。雑誌Aの利用について、甲は考え1～3をもっている。

- 考え1 料理店を営んでいる友人が、雑誌Aに掲載されている写真の1枚をコピーしてお店のパンフレットに使用したいそうだ。この場合、1枚だけの使用であっても、著作権法上、問題となる。
- 考え2 お寿司が好きな父親に、北海道の美味しいお寿司屋さんを紹介した記事をコピーして1部あげたい。この場合、著作権法上、特に問題はない。
- 考え3 自分で自宅のパソコンで好きなときに読めるように、雑誌Aの内容を自宅のスキャナーを使ってデジタルデータにして自宅のパソコンに保存したい。この場合、著作権法上、特に問題はない。

以上を前提として、問13～問18に答えなさい。

問13

考え1について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問14

問13において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅳ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

問15

考え2について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問16

問15において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅳ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

問17

考え3について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問18

問17において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅳ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群Ⅳ】

- ア 著作者人格権及び著作権の侵害にあたらないと考えられるため
- イ 複製権の侵害にあたると考えられるため
- ウ 頒布権の侵害にあたると考えられるため
- エ 同一性保持権の侵害にあたると考えられるため

【第30回2級（管理業務）実技試験】

4 問19～問33に答えなさい。

問19

ア～エを比較して、職務発明に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 甲は、薬品メーカーU社に在職中、薬品に関する職務発明を完成させたが、当該発明に関する特許を受ける権利は、U社に譲渡されなかった。この場合、甲が取得した特許権に対して、U社は、無償の通常実施権を取得することになる。
- イ 乙は、自動車メーカーV社でエンジンを開発していたが、その後V社を退職し、転職先の自動車メーカーW社において新たなエンジンを完成させた。この場合、そのエンジンの発明はV社における職務発明に該当する。
- ウ 丙は、化学品メーカーX社の商品開発部に所属し、新たな化学品に関する発明を完成させた。X社の勤務規則に職務発明の規定がない場合であっても、丙が取得した特許権に対して、X社は無償の通常実施権を取得することになる。
- エ 丁は、カメラメーカーY社の取締役であり、従来のカメラに比べて高画質な撮影が可能なカメラを完成させた。丁が完成させた発明は、職務発明に該当することがある。

問20

化学品メーカーX社は、自社の特許権Pを侵害する製品を製造している疑いのあるY社に対して、特許権Pの行使を検討している。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア Y社の侵害行為が明らかである場合には、Y社に対して差止め、損害賠償の請求をすることにする。
- イ 特許権Pを侵害する疑いのあるY社の製品を特定するための調査をする。
- ウ Y社の製品を購入して、弁理士に侵害の成否についての鑑定を依頼する。
- エ Y社が、特許権Pを故意又は過失により侵害していることを立証するための証拠を収集する。

問21

化粧品メーカーX社は、口紅の製造方法に関する技術を開発した。X社の知的財産部では、この製造方法について特許法による保護を受けるのがよいか、不正競争防止法による保護を受けるのがよいか、検討している。ア～エを比較して、知的財産部の部員の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 他社が明らかにこの製造方法を開発することができないと考えられる場合であっても、この製造方法について特許出願をすべきである。
- イ 特許法で保護を受ける期間よりも、不正競争防止法で営業秘密として保護を受ける期間のほうが長い可能性がある。
- ウ 不正競争防止法で営業秘密として保護を受けるためには、営業秘密を管理している者が、秘密に管理する意思を有しているだけでは足りない。
- エ 不正競争防止法で営業秘密として保護を受けるために、経済産業省へ登録手続をする必要はない。

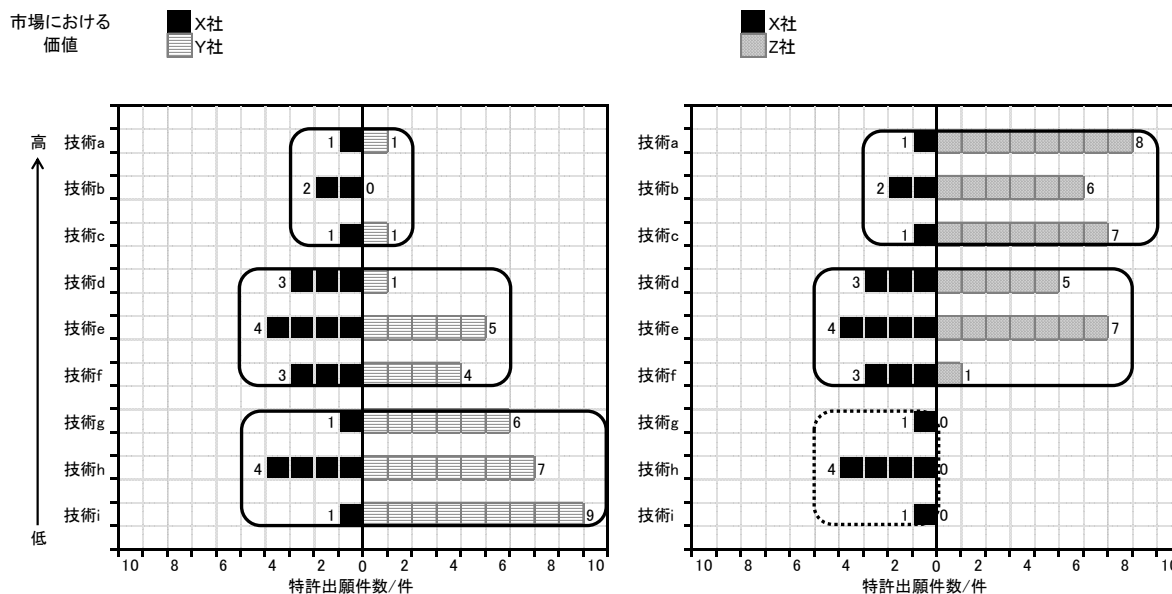
問22

装飾品メーカーX社は、新規なネクタイaを創作し、ネクタイaのデザインについて意匠登録出願Aを検討している。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 意匠登録出願Aをするにあたり、意匠を現した見本を提出する場合であっても図面の提出を省略することはできない。
- イ 出願書類の内容からネクタイaに係る意匠であることが明らかなので、願書において「意匠に係る物品」の欄の記載を省略することができる。
- ウ X社がネクタイaを展示会に出品した場合、新規性喪失の例外の適用を受けることはできない。
- エ 新規性喪失の例外の適用を受ける場合、当該適用を受けたい旨を記載した書面を、意匠登録出願Aと同時に特許庁長官に提出しなければならない。

問23

事務用品メーカーX社の経営者である甲は、市場的に見込みのある技術についての自社の技術力を補完しようと考え、Y社あるいはZ社のいずれとアライアンスを組むべきかを検討するために、IPランドスケープの一環として、2社間の技術比較を行い、図のような結果を得た。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。



図

- ア Z社は、市場において価値の低い技術g, h, iの技術補完度がY社と比べて高いため、Y社とアライアンスすべきと判断した。
- イ Z社は、市場において価値の高い技術g, h, iの技術補完度がY社と比べて低いため、Y社とアライアンスすべきと判断した。
- ウ Y社は、市場において価値の高い技術a, b, cの技術補完度がZ社と比べて低いため、Z社とアライアンスすべきと判断した。
- エ Y社は、市場において価値の低い技術a, b, cの技術補完度がZ社と比べて低いため、Z社とアライアンスすべきと判断した。

問24

文房具メーカーX社は、新規な文房具に係る発明aについて特許権Aを取得することを検討している。特許権Aを取得した後は、日本国内で製造販売するだけでなく、外国に輸出することも計画している。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「発明aと同一の発明について、Y社が既に特許権を取得していることが判明しました。わが社は、Y社の特許出願前に秘密状態で発明aに係る試作品を作製していましたが、当該試作品の存在を理由として、Y社の特許について特許無効審判を請求することはできません。」
- イ 「発明aと同一の発明について、V社が既に特許出願をしていることが判明しました。当該特許出願が登録された場合、特許掲載公報の発行日から5カ月経過した後は、特許異議の申立てをすることができることはありません。」
- ウ 「発明aと同一の発明について、日本国内及び外国における特許出願や特許権の存在の有無の調査が必要です。」
- エ 「発明aと同一の発明について、既にW社が特許出願をしていることが判明しました。W社の特許出願は登録される可能性は高いと考えられますので、特許出願が登録される前であっても実施権の取得の契約交渉をして、ライセンスを受けましょう。」

問25

植物の新品種を育成しているX社は、イチゴの品種Aを育成し、品種登録を受けた。ア～エを比較して、X社の知的財産担当者の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「わが社が品種Aについて登録を受けた場合、品種Aの種苗を用いることにより得られる収穫物の生産を専有できます。」
- イ 「品種Aについての育成者権の存続期間は、品種登録の日から15年です。」
- ウ 「わが社が他人に登録品種の種苗を譲渡した場合、その他人がその種苗を利用することについて育成者権の効力は及びません。」
- エ 「わが国では、植物の品種について種苗法の他に特許法でも保護される可能性がありますので、他社の権利を侵害していないか念のため確認しておきましょう。」

問26

家具メーカーX社は、机aの研究開発を進めている。X社は机aを1年後に発売する旨を業界新聞に発表した。その後、Y社からX社に対して、机aの製造販売に関して、Y社の特許権Pを侵害する旨の警告書が送られてきた。また、机aの商品名bについて、先行商標調査をしたところ、W社が、指定商品が机で、商品名bと類似する商標について、商標登録出願Mを出願していることがわかった。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「Y社が特許権Pの真の権利者であるかは、特許権Pに係る特許掲載公報のみでは断定できないので、念のため特許原簿を入手し、確認してみましょう。」
- イ 「机aが特許権Pを用いている場合であっても、試験又は研究のために試作した机aには特許権Pの効力は及ばないので、その試作した机aを販売しても、特許権Pの侵害とはなりません。」
- ウ 「商標登録出願Mについては、出願時に出願料が納付されていないことが判明しました。X社が指定商品『机』、商品名bを商標とする商標登録出願をした場合には、登録される可能性があります。」
- エ 「机aの試作品の製造が特許権Pの出願後であっても、特許権Pの出願前から机aの研究開発が行われていた場合には、特許権Pに対抗できる場合があります。」

問27

食品メーカーX社に対して、Y社から、X社がY社の特許権の侵害をしている旨の警告書が送られてきた。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「Y社は、食品の発明の特許権Pを取得しています。確かにわが社は、特許権Pに係る特許発明の技術的範囲に属する食品を製造しましたが、食品の販売目的でパンフレットを作成して顧客に配布しているだけで、まだ食品を販売していないので、わが社の行為は、特許権Pの侵害に該当しません。」
- イ 「Y社は、食品の製造方法の発明の特許権Qを取得しています。わが社は、W社が無断で特許権Qに係る発明を使って製造した食品を仕入れて販売しています。わが社はW社から仕入れたものを単に販売しているだけです。わが社の行為は、特許権Qの侵害に該当しません。」
- ウ 「Y社は、食品の発明の特許権Rを取得しています。確かにわが社は、特許権Rに係る特許発明の技術的範囲に属する食品を製造しています。しかし、その材料一式はすべてV社から購入したものである。わが社の行為は、特許権Rの侵害に該当しません。」
- エ 「Y社は、食品を製造する装置の発明の特許権Sを取得しています。わが社は、その食品を製造する装置をY社から購入して、その装置により製造した食品を販売しているだけである。わが社の行為は、特許権Sの侵害に該当しません。」

問28

精密機器メーカーX社は、電子顕微鏡に係る発明Aについて特許権Pを取得した。X社の知的財産部の部員は、特許権Pを戦略的にどのように活用するかを検討している。ア～エを比較して、部員の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 特許権Pに基づいて発明Aを他社にライセンスする戦略をとる場合、市場を独占することにより大きな利益が得られる。
- イ 特許権Pに基づいて発明Aを他社にライセンスする戦略をとる場合、複数の企業で市場を形成するので、他社にライセンスをしない場合と比べて、大きな投資が必要とならず、事業リスクが小さくなる。
- ウ 特許権Pに基づいて発明Aを独占する戦略をとる場合、ライセンス収入による収益を確保できる。
- エ 特許権Pに基づいて発明Aを独占する戦略をとる場合、他社から特許無効審判などの攻撃を受けるリスクが小さくなる。

問29

電機メーカーX社の知的財産部の部員甲が、ライバル会社であるY社によって出願された特許出願Pに関する調査をすることが必要な理由について、説明している。ア～エを比較して、甲の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「特許出願Pの内容を確認することで、わが社の研究開発のテーマが見つかることもあるためです。」
- イ 「Y社のどの製品にどの特許出願に係る発明が実施されているかを、発明の詳細な説明の実施例のところに具体的に記載することとなっていますので、それを確認するためです。」
- ウ 「わが社が、特許出願をする際、特許出願Pに係る発明を回避した内容にして権利化を確実にするためです。」
- エ 「わが社の製品がY社の特許権を侵害することを防ぎ、差止めや損害賠償を請求されないようにするためです。」

問30

事務用品メーカーX社は、ボールペンの特許発明Aに係る特許権を有している。X社は、特許発明Aに係る特許権を侵害していると疑われるボールペンBを販売しているY社に対して、特許権侵害の警告を検討している。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア ボールペンBは、特許発明Aに改良を加えたY社の特許発明に係るボールペンであって、利用関係が成立すると思われるので、Y社に対して特許発明Aに係る特許権を行使できない。
- イ X社は、ボールペンBが特許発明Aの技術的範囲に属するか否かについて特許庁に対し判定を求めることができる。
- ウ Y社へ警告書を送る前に、Y社が保有する特許権について確認する。
- エ Y社へ警告書を送る前に、特許発明Aに係る出願書類を確認し、特許発明Aの技術的範囲を明確にする。

問31

写真撮影が趣味である甲は、自分で撮影した写真を自分のブログに掲載することを検討している。ア～エを比較して、甲の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「会社の同僚と一緒に写真を撮りました。この写真の画像を掲載すると、同僚のパブリシティ権を侵害することになります。」
- イ 「友人が創作し、自宅の部屋に飾っている花瓶の写真を撮りました。この写真の画像を掲載すると、友人の公衆送信権を侵害することになります。」
- ウ 「動物園へ行ったら、ワイドショーで取り上げられた亀がいたので一緒に写真を撮りました。この写真の画像を掲載すると、この亀の肖像権を侵害することになります。」
- エ 「地元の駅前で写真を撮りました。写真に、来月行われる地元のチャリティーコンサートのポスターの一部がたまたま小さく写り込んでしまいました。この写真の画像を掲載すると、このポスターの著作権者の公衆送信権を侵害することになります。」

問32

映像制作会社X社は、フリーランスのクリエイター甲との間で、映像Aの制作依頼契約を締結した。この契約において、甲の映像Aの引渡時期は平成30年3月1日であり、X社の代金支払期日は平成30年4月30日であったが、平成30年5月10日現在において、甲は完成した映像AをX社に引き渡していない。ア～エを比較して、X社のとり得る措置として、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア X社は、裁判所に履行の強制を申し立てることにより、強制的に履行を実現させることができる。
- イ X社は、一方的に直ちに契約を解除することができない。
- ウ X社は、甲の自宅へ行って映像Aを勝手に持ち出すことはできない。
- エ X社は、甲が代金の支払を請求してきた場合、当該請求を拒むことはできない。

問33

時計メーカーX社は、新規な腕時計の意匠aを創作し、意匠aのデザインについて意匠登録出願Aをした。その後、意匠登録出願Aに対して、意匠aがオランダにおいて頒布された刊行物Bに記載された腕時計の意匠bと類似するという拒絶理由が通知された。ア～エを比較して、X社が意見書を提出した場合、反論として認められる可能性のある主張として、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 意匠bが、日本で意匠登録出願されていないこと
- イ 刊行物Bが、意匠登録出願Aの出願後にオランダにおいて頒布されたこと
- ウ 意匠aが、意匠bに基づいて容易に創作できたものではないこと
- エ 刊行物Bが、日本では頒布されていないこと

【第30回2級（管理業務）実技試験】

5 問34に答えなさい。

問34

自動車メーカーX社は、自社のエンジニアがした発明Aについて、平成28年8月1日に特許請求の範囲に請求項1から請求項18を記載した特許出願Bを行い、平成30年2月1日に出願公開がされた。その後、特許出願Bについて、請求項の数を16追加する補正をした上で、出願審査請求をすることとした。この場合、出願審査請求に必要な手数料は何円になるか求めて、算用数字で解答用紙に記入しなさい。

特許法等関係手数料令（特許法第195条第2項関係）による
出願審査の請求をする者 1件につき118000円に1請求項につき4000円を加えた額

【第30回2級（管理業務）実技試験】

6 X社の知的財産部の部員甲と部員乙が、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願に関して会話している。問35～問37に答えなさい。

甲 「国際出願をした場合について、日本国特許庁へ直接国内出願として出願した場合と比較すると、手続に違いはありますか。」

乙 「国際出願をすると、原則として1が、出願日から18カ月経過後に、国際公開されます。」

甲 「国際公開の内容は誰でも見ることはできるのですか。」

乙 「はい、インターネット等を通じて誰でも見ることができます。あわせて2の結果が公開されます。」

甲 「他には何かありますか。」

乙 「さらに、原則としてすべての国際出願について2機関において2の結果と同時に3も作成されます。」

問35

空欄1に入る最も適切な語句を【語群V】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問36

空欄2に入る最も適切な語句を【語群V】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問37

空欄3に入る最も適切な語句を【語群V】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

【語群V】

国際文献調査 すべての出願 国際審査 国際文献調査書

国際調査見解書 国際調査請求のされた出願 国際調査 国際審査書

国内移行手続の開始された出願

【第30回2級(管理業務)実技試験】

7 次の会話は、X社の法務部の部員乙が著作権の譲渡に関して、部員甲に説明しているものである。問38～問40に答えなさい。

甲 「著作権を譲渡する場合に、注意することはありますか。」

乙 「著作権を譲渡する契約において、翻訳権、翻案権、二次的著作物の利用に関する原作者の権利を譲渡する旨の明示がない場合は、これらの権利は ものと推定されます。」

甲 「共同著作物に係る著作権を譲渡する場合に、注意することはありますか。」

乙 「各共有者が自己の持分を譲渡するためには、 が必要です。」

甲 「共同著作物に係る著作権が侵害された場合、どのような対応をとることができますか。」

乙 「侵害者に対して差止請求や損害賠償請求をすることができますが、その場合、他の共有者の同意を得る 。」

問38

空欄 に入る最も適切な語句を【語群VI】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問39

空欄 に入る最も適切な語句を【語群VI】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問40

空欄 に入る最も適切な語句を【語群VI】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

【語群VI】

国庫に帰属した	譲渡した者が放棄した	譲渡した者に留保された
他の共有者の同意を得る ことが必要です	譲渡の登録をする 必要はありません	著作者人格権を放棄する

【第30回知的財産管理技能検定】

【2級実技】

番号 正解

問1 ×

問2 ア

問3 ○

問4 エ

問5 ×

問6 イ

問7 ×

問8 イ

問9 ×

問10 エ

問11 ○

問12 イ

問13 ○

問14 イ

問15 ○

問16 ア

問17 ○

問18 ア

問19 イ

問20 エ

問21 ア

問22 エ

問23 ウ

問24 イ

問25 イ

問26 イ

問27 エ

問28 イ

問29 イ

問30 ア

問31 イ

問32 エ

問33 イ

問34 254000(円)

問35 すべての出願

問36 国際調査

問37 国際調査見解書

問38 譲渡した者に留保された

問39 他の共有者の同意を得る

問40 必要はありません